

介護サービス事業所において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について（その2）

平素より介護保険業務の円滑な運営に御尽力をいただき、ありがとうございます。

ご承知のとおり、全国的に新型コロナウイルスの感染者が急増しております。以下の内容について、ご連絡いたします。

- ① 万一、感染者が確認された際には、介護保険課との電話連絡の時に、添付の「新型コロナウイルスに関する電話連絡時の聞き取り事項」に基づいて聞き取りを行います。参考にご覧ください。（介護保険課への提出は不要です）
- ② 速やかに感染経路を特定するため、日頃から以下の資料を必ずご準備いただくようお願いします。
- ③ 感染者が発生した場合、病院への入院調整は翌日以降となります。

《必要書類》

- ① 利用者名簿
- ② 日ごとのプログラム表
- ③ 職員名簿
- ④ 職員シフト表
- ⑤ 施設内に出入りした者がわかるもの
- ⑥ 平面図
- ⑦ 食事の際の座席表（利用者、職員分）
- ⑧ 入浴にあたった職員が分かるもの（日ごと）
- ⑨ 利用者、職員の検温チェック表・健康状態などがわかる書類
- ⑩ 送迎表

※厚労省老健局通知 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」も参照してください。

介護保険課事業者指導係

電話：03-3880-5746